

2025年度

中小企業者向け浜松市制度融資
●2025年度新規! ●頑張る企業を応援します!



出世法師
直虎ちゃん

出世大名
家康くん



©浜松市

融資
利率
年 **1.5%** 以内

融資制度名: **ビジネスサポート資金
(認証事業所等優遇)**

対象者

市内に主たる店舗・工場・事業所を有し、
市が指定する事業の認証等を受けている中小企業者
※市が指定する事業及び詳細については裏面に記載

《条件》

- 1年以上事業を営んでいること
- 浜松市税を完納していること
- 信用保証協会の保証対象業種であること

資金使途

事務所等にかかる一般事業のための運転資金・設備資金

融資限度額

5,000万円

融資利率

年**1.5%**以内 利子補給率**0.52%**

信用保証協会の保証

普通保証、新規先特別保証

信用保証料率

区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9
普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(市補助分)	0.55	0.55	0.45	0.40	0.30	0.20	0.15	0.10	0.05
負担保証料	1.35	1.20	1.10	0.95	0.85	0.80	0.65	0.50	0.40

※新規先特別保証についても区分に応じて同率の利子補助がでございます

(単位:%)

期間

10年以内(据置期間2年以内)

○通常のビジネスサポート資金(従業員20名以下)は1.6%以内(利子補給率0.42%)でご利用いただけます。

詳しくは裏面をご覧ください

ビジネスサポート資金(認証事業所等優遇)のご利用条件

下記指定事業のいずれかを行っており、認証等を受けている必要があります。

指定する事業	必要書類	申込時期	担当課
★ワーク・ライフ・バランス等推進事業所 仕事とその他の生活との両立を支援するための工夫のほかに、女性など能力発揮・職域拡大に努めていること	認定証 (有効期限内)	7月	労働政策課 ☎053-457-2115
奨学金返還支援事業(認定企業) 市と協力して新入社員の奨学金返還を支援する事業所として認定を受けていること	通知書 (申込時点で有効なもの)	随時	
★高齢者活躍宣言事業所 70歳になっても働くことが可能な環境を整備し、高齢者の雇用に積極的に取り組んでいること	認定証 (有効期限内)	随時	
事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定 策定した防災・減災の事前対策に関する計画が経済産業大臣により「事業継続力強化計画」として認定されること	認定通知書 (計画期間内)	随時	産業振興課 ☎053-457-2281
カーボンニュートラル達成事業者 市内に立地する事業所において、エネルギー起源のCO2排出の実質ゼロを達成していること(2つ星)または、電力のみのCO2排出の実質ゼロを達成していること(1つ星)	認定証 (有効期限内)	11月	カーボンニュートラル推進課 ☎053-457-2503
★外国人材活躍宣言事業所 外国人材を1名以上雇用し、安心・安全に働くことができる就労環境づくりのほか、能力発揮・活躍促進・職域拡大に努めていること	認定証 (有効期限内)	6月	国際課 ☎053-457-2359
★CSR活動表彰 マイスター認定事業者及び優秀賞・特別賞・市民協働奨励賞の受賞事業者 社会的課題の解決に資する活動に積極的に取り組んでいること ※ただし、過去2年度以内の以下の認定または受賞事業者であること ●Star Prize制度によるマイスター認定事業者 ●優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞の受賞事業者 (入賞は対象外)	選考結果通知 又は表彰状 (過去2年度以内)	9月～ 10月頃	市民協働・地域政策課 ☎053-457-2094
★健康経営優良法人 従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる特に優良な企業として、日本健康会議が認定する「健康経営優良法人認定」を受けていること	認定証 (有効期限内)	8月	ウェルネス推進事業本部 ☎053-457-2129

※詳細はホームページや担当課へご確認ください。 ※内容が変更となる場合もありますのでご注意ください。

※★は市が発注する建設工事・物品購入・業務委託において優遇措置が受けられる事業です。

浜松市公式HP

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

